

昭和三十九年法務省令第四十六号

各種法人等登記規則
法人登記規則を次のように定める。

(趣旨)

会社、一般社団法人及び一般財團法人、
投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十
六年法律第二百九十八号)第二条第十二項に規定
する投資法人並びに資産の流動化に関する法律
(平成十年法律第二百五号)第二条第三項に規定
する特定目的会社を除くその他の法人(以下
「各種法人」という)並びに外国会社を除くそ
の他の外国法人(以下「各種外国法人」とい
う)の登記の取扱手続は、この省令の定める
ところによる。

(登記簿の編成)

第二条 各種法人及び各種外国法人(以下「各種
法人等」という)の登記簿は、別表の上欄に
掲げる各区に区分した登記録をもつて編成す
る。

2 前項の区には、その区分に応じ、別表の下欄
に掲げる事項を記録する。

3 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第
五項に規定する相互会社の登記において、取締
役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人
の相互会社に対する責任の免除に関する規定及
び取締役(業務執行取締役等であるものを除
く)、会計参与、監査役又は会計監査人の相互
会社に対する責任の制限に関する規定に関する
事項は、前項の規定にかかわらず、その他の事
項区に記録する。

(登記事項の名称の付記)

第三条 登記録中相当区に登記をする場合にお
いて、登記すべき事項の名称が当該区の表示と
同一でないときは、その名称を付記しなければ
ならない。

(組合原簿)

第四条 組合原簿は、有限責任の組合については
附録第一号の様式により、保証責任又は無限責
任の組合については附録第三号の様式により、
大夫な紙を用いて調製し、組合の代表者がその
表紙に署名押印し、かつ、毎葉の綴り目に契印
しなければならない。

2 登記官は、組合原簿の表紙に受附の年月日及
び番号を記載しなければならない。

3 組合員の加入による新組合員の組合原簿は、
前の組合原簿に編綴し、登記官がその綴り目に
契印しなければならない。

4 組合原簿の用紙中変更欄に余白がなくなつた
ときは、継続用紙を編綴し、登記官がその綴り
目に契印しなければならない。

5 組合原簿は、合綴することができる。この場
合には、合綴した帳簿に目録を附さなければな
らない。

(商業登記規則等の準用)

第五条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第
二十三号)第一条の二第一項、第一条の三から
第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三
条から第二十二条まで、第二十七条から第三十
一条の二まで、第三十一条から第四十五条ま
で、第四十八条から第五十条まで、第五十三条
第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十
五条、第九十九条から第一百四条まで、第一百五
条の二から第一百九条まで、第一百四十二条
条及び第一百四十四条から第一百八十八条まで
の規定は、各項の登記について、商業登記法(昭
和三十八年法律第二百二十五号)第四十六条第一項
並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一
項、第六項及び第八項、第六十五项から第六
十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第
七十六条から第七十八条まで、第八十条から第
八十二条の二まで、第一百十条並びに第一百十三
条の規定は各種法人の登記について、同規則第一
条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二
項、第九十五条、第九十六条第一項(第三号か
ら第六号までを除く)及び第二項並びに第九
十七条の規定は各種外国法人の登記について準
用する。この場合において、同規則第一条の二
とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第
七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新
設合併」と、同規則第九十六条第一項第二号中
「登記所の管轄区域内に日本における代表者の
住所地がある場合(すべての日本における営業
所を開鎖した場合に限る。)」とあるのは「清算
の開始の命令がある場合」と読み替えるものと
する。

(施行期日)

1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行
する。

(法務省令の廃止)

2 次に掲げる法務省令は廃止する。
法人登記規則(昭和二十八年法務省令第四十
七号)

相互会社登記規則(昭和三十一年法務省令第
九号)

(登記用紙の改製)

3 登記所は、前項の法務省令(以下「旧規則」
といふ)の規定による登記用紙(以下「旧登
記用紙」といふ)をこの省令(以下「新規則」
といふ)の規定による登記用紙(以下「新登
記用紙」といふ)に改製しなければならない。

4 前項の規定による改製は、旧登記用紙になさ
れている登記で現に効力を有するものを新登
記用紙に移記してするものとする。

5 登記官は、前項の規定による移記をしたとき
は、両登記用紙にこの省令附則第四項の規定に
よつて移記した旨及びその年月日を記載し、旧
登記用紙を閉鎖しなければならない。

(登記用紙の改製までの経過措置)

6 附則第三項の規定による改製がされるまでの
間は、当該登記用紙及びこれにすべき登記の手
続に関しては、なお従前の例による。ただし、
登記の申請の手続については、新規則の規定
(第九条において準用する商業登記規則第三十
五条第一項を除く)を適用する。

7 登記所は、前項の規定にかかわらず、新規則
による各欄の用紙(第九条において準用する商
業登記規則第八十条第一項及び第二項の規定に
より提出された目的欄の用紙又は名称・役員欄
の用紙と同一の用紙を含む)を旧登記用紙の
一部として用いることができる。この場合にお
いて、新規則の規定によれば当該各欄の用紙に
すべき登記で現に効力を有するものがあるとき
は、その登記を当該各欄の用紙に移記し、当該
各欄の用紙にこの省令附則第七項により移記し
た旨及びその年月日を記載して登記官が押印
し、移記された従前の登記を朱抹しなければな
らない。

8 前項の規定により新規則の規定による各欄の
用紙を旧登記用紙の一部として用いた場合に
は、新規則の規定によれば当該各欄の用紙にす
べき登記及びその手続に関しては、附則第四項
及び第六項の規定を適用しない。

9 附則第三項から第六項までの規定は、組合原
簿及び農林中央金庫原簿に準用する。

(印鑑紙)

10 旧規則の規定による印鑑紙で、法令の規定に
より当該登記所に印鑑を提出すべき者に関するもの
は、新規則の規定による印鑑紙とみなす。

11 登記官は、前項の印鑑紙以外の印鑑紙で、旧
規則の規定によるものの住所氏名の欄に朱線を
交さなければならない。

(法人の支配人の登記)

12 商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に
関する法律(昭和三十八年法律第二百一十六号)
に関する法律(昭和三十八年法律第二百一十六号)
の登記を法人の登記簿に移すには、法人の支配
人にに関する登記中同法による改正後の規定によ
り準用される商業登記法(昭和三十八年法律第
二百二十五号)第五十一条第一項第一号、第四号
及び第五号に掲げる事項を法人の登記用紙中
「その他の事項」欄に移記しなければならない。

13 前項の規定による移記をする場合には、両登
記用紙に登記を移した旨及びその年月日を記載
して登記官が押印し、支配人の登記用紙は、予備欄
に移記し、又は支配人にに関する従前の登記用紙
に移記する。ただし、法人の登記用紙について附則第三項の
規定による改製がされていないときは、予備欄
に移記する。

14 附則第十二項ただし書の規定により法人の登
記簿に編綴した支配人にに関する従前の登記用紙
は、予備欄の用紙とみなす。この場合において
は、登記官は、商業登記法第五十一条第一項第一
号、第四号及び第五号に掲げる事項以外の事
項を朱抹し、当該用紙及び従前の予備欄の用紙
に余白があるときは、その余白に朱線を交さし
鎖しなければならない。

15 法人の支配人の登記については附則第十二項
ただし書の規定による移記又は編綴をした後
は、附則第六項本文の規定にかかわらず、新規
則第九条において準用する商業登記規則第六十
六条の規定を適用する。

16 附則第十二項の規定による移記又は編綴をす
ることができない支配人の登記があるときは、
その支配人の登記用紙は、閉鎖しなければなら
ない。

17 商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に
関する法律、特殊法人登記令(昭和三十九年政
令第二十八号)、組合等登記令(昭和三十九年政
令第二十九号)及び商業登記法の施行に伴う
関係政令等の整理等に関する政令(昭和三十九
年政令第三十号)による改正又は廢止前の規定
による登記中これらの方令の規定によつて登記
を要しないこととなつた事項に係るものは、登記
官が職權で抹消しなければならない。

	附 則（昭和四七年二月二七日法務省令第八一號）抄	（施行期日）
1	この省令は、昭和四十八年三月一日から施行する。	（印鑑及び印鑑紙に関する経過措置）
2	（登記用紙に関する経過措置）	（この省令の施行の際現に存する印鑑及び印鑑紙は、改正後の商業登記規則の規定により提出された印鑑及び印鑑紙とみなす。）
3	（この省令の施行の際現に存する登記用紙は、改正後の商業登記規則又は法人登記規則の規定による登記用紙とみなす。この場合において、この省令による改正前の附録第七号の様式の登記用紙中、予備欄の用紙で転換社債に関する登記のみが現記及びその他の登記が現にされているものはこの省令による改正後の附録第七号の様式の登記用紙中予備欄の用紙及び転換社債欄の用紙で転換社債に関する登記のみが現記にされているものはこの省令による改正後の附録第七号の様式の登記用紙中転換社債欄の用紙とみなし、この省令による改正前の附録第八号の省令による改正後の附録第八号の様式の登記用紙中商号・目的欄の用紙は、この省令による改正後の附録第八号の様式の登記用紙中商号・資本欄の用紙及び目的欄の用紙とみなす。）	（この省令の施行の際現に存する改正前の商業登記規則又は法人登記規則の規定による登記用紙と同一の用紙を除く。）
4	（この省令の施行後、有限会社につき目的欄に登記すべき事項の登記をするときは、新目的欄の用紙にしなければならない。この場合において、從前の目的欄に余白があるときは、登記官置）	（この省令は、平成八年四月一日から施行する。）

1	附 則（昭和五二年四月二〇日法務省令第三五号）	（施行期日）
2	（この省令は、昭和五十二年五月一日から施行する。）	（この省令は、昭和五十二年五月一日から施行する。）
3	（この省令の施行の際現に存する登記用紙は、改正後の商業登記規則又は法人登記規則の規定による登記用紙と同一の用紙を除く。）	（この省令の施行の際現に存する改正前の商業登記規則又は法人登記規則の規定による登記用紙と同一の用紙を除く。）
4	（この省令の施行後、有限会社につき目的欄に登記すべき事項の登記をするときは、新目的欄の用紙にしなければならない。この場合において、從前の目的欄に余白があるときは、登記官置）	（この省令は、昭和五十二年五月一日から施行する。）

1	附 則（昭和六一年九月八日法務省令第四二号）	（施行期日）
2	（この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。）	（この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。）
3	（この省令は、公布の日から施行する。）	（この省令は、公布の日から施行する。）
4	（登記用紙に関する経過措置）	（登記用紙に関する経過措置）
5	（この省令の施行の際現に存する農林中央金庫原簿に記載されている事項で現に効力を有するものは、農林中央金庫の登記用紙中「その他の事項」欄に移記しなければならない。この場合には、農林中央金庫の登記用紙及び農林中央金庫の登記用紙にこの省令附則第二項によつて移記した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、農林中央金庫原簿の用紙は、閉鎖しなければならない。）	（この省令の施行の際現に存する農林中央金庫原簿に記載される事項で現に効力を有するものは、農林中央金庫の登記用紙中「その他の事項」欄に移記しなければならない。この場合には、農林中央金庫原簿の用紙及び農林中央金庫の登記用紙にこの省令附則第二項によつて移記した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、農林中央金庫原簿の用紙は、閉鎖しなければならない。）

1	附 則（昭和六一年三月一〇日法務省令第三五号）	（施行期日）
2	（この省令は、昭和六一年三月一〇日から施行する。）	（この省令は、昭和六一年三月一〇日から施行する。）
3	（この省令は、平成十三年四月一日から施行する。）	（この省令は、平成十三年四月一日から施行する。）
4	（この省令は、平成十三年三月七日から施行する。）	（この省令は、平成十三年三月七日から施行する。）
5	（この省令は、平成十七年三月七日から施行する。）	（この省令は、平成十七年三月七日から施行する。）

1	附 則（平成一七年二月二四日法務省令第一九号）	（施行期日）
2	（この省令は、平成一七年二月三〇日から施行する。）	（この省令は、平成一七年二月三〇日から施行する。）
3	（この省令は、平成一七年三月一六日から施行する。）	（この省令は、平成一七年三月一六日から施行する。）
4	（この省令は、平成一七年三月一六日から施行する。）	（この省令は、平成一七年三月一六日から施行する。）
5	（この省令は、平成一七年三月一六日から施行する。）	（この省令は、平成一七年三月一六日から施行する。）

1	附 則（平成一〇年八月二八日法務省令第一〇号）	（施行期日）
2	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）
3	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）
4	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）
5	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）	（この省令は、平成元年五月一日から施行する。）

録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

登記官は、第二項の規定により登記を移記したときは、登記用紙にその旨及びその年月日を記載して押印し、登記用紙を閉鎖しなければならない。

整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）第一百三十三条の二第一項の登記簿は、新商業登記法第一条の二第一号の登記簿とみなす。

第四条 登記所は、その事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを除く。）を受けたときは、当該事務に係る印鑑ファイルの記録を新商業登記規則第九条第六項に規定する磁気ディスクに記録しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものについては、磁気ディスクへの記録に代えて、その印鑑及び印鑑届出事項を記載した書面を作成しなければならない。

旧商業登記規則第一百五条第一項の規定による記録は、新商業登記規則第九条第六項の規定による記録とみなす。

（登記簿及び印鑑に関する経過措置）

第五条 新商業登記規則の規定（第十一条、第三十六条第四項及び第五項、第三十八条の三並びに第四十条第一項の規定を除く。）は、整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた事務について、その指定の日から適用する。

2 整備法第五十三条第二項の規定による指定がされるまでの間は、同項の規定による指定を受けない事務については、旧商業登記規則の規定（第十一条、第十二条、第三十六条第四項及び第五項、第三十八条の三並びに第四十条第一項の規定を除く。）は、な

どもその効力を有する。

第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた事務について、その指

定の日から適用する。

3 「書面」並びに法第八十九条の五第三項及び法第十九条の九第三項の印鑑の証明書」とする。

新商業登記規則第二十八条第二項の規定は、おそれの効力を有する。この場合において、旧商業登記規則第九十二条の中「書面」とあるのは、「書面並びに法第八十九条の五第三項及び法第十九条の九第三項の印鑑の証明書」とする。

整備法第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第一条第一項又は第十二条第一項の規定により書面の交付を請求する場合に準用する。この場合に

おいて、新商業登記規則第二十八条第二項中「登記事項証明書又は印鑑の証明書」とあるのは、「登記簿の謄本若しくは抄本、登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと若しくは登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に一条の二第一号の登記簿とみなす。

整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）第一百三十三条の二第一項の登記簿は、新商業登記法第一条の二第一号の登記簿とみなす。

（印鑑の記録）

十三条の二第一項の登記簿は、新商業登記法第五十五条第一項第一号の規定により指定を受けたものとみなされるものとする。

（管轄転属に関する経過措置）

第六条 新商業登記規則第十一条の規定は、同条第一項に規定する甲登記所又は乙登記所において整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けていない事務に適用しない。

（管轄転属に関する経過措置）

第一項に規定する甲登記所又は乙登記所において整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けていない事務に適用しない。

（管轄転属に関する経過措置）

一項ただし書の規定により書面を作成した場合における印鑑に関する事務については、商業登記規則の一部を改正する省令（平成十年法務省令第二十九号）附則第五条第二項及び第六条第二項の規定を準用する。

第一項の規定は、整備法第五十三条第四項の規定により同条第二項の指定を受けたものとみなされる事務のうち、電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿に関する事務について準用する。

（特定指定登記所の指定に関する経過措置）

この省令の施行の際現に存する旧商業登記規則等の一部を改正する省令（平成十一年法務省令第二十六号）による投資事業有限責任組合契約に関する事務について準用する。

（特定指定登記所の指定に関する経過措置）

(各種法人等登記規則の一部改正に伴う経過措置)

官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の登記がされている相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3 登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記入する。

記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

(施行期日) 五号 附 則 (平成二七年二月三日法務省令第抄

1 (旅行期日) この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

附 則（平成二七年九月二十五日法務省令
第四二号）抄

第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。
(施行期日)

附則（平成二八年四月二〇日法務省令
第三二号）抄

（施行期日）
この省令は、平成二十八年十月一日から施行

する
附則（令和四年八月三日法務省令第三
四号）抄

(施行期日)

則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附則（令和五年六月二二日法務省令第
三一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則
（令和六年四月一六日法務省令第
二八号）

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

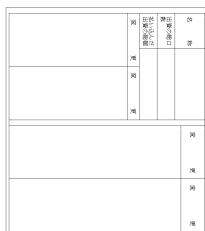
（施行期日） 三二号 附 貞
抄 〔令和六年四月二二日滋賀県令
署

1 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条

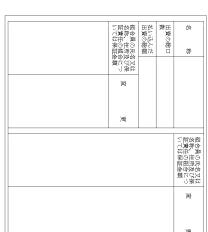
の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定）

改正規定を除く)、第六条の改正規定、第九条の改正規定を除く)、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定(船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の一、第五条」に改める部分に限る)、第十四条の改正規定(農業用動産抵当権記規則第四十条中「第五条」を「第三条の規則、第五条」に改める部分に限る)、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

附錄第1号 削除



附錄第3回



別表（各種法人等登記簿）

名称区	会社法人等番号
名称	名称譲渡人の債務に関する免責
主たる事務所の所在場所	電子提供措置の定め
法人の成立に関する事項	目的、業務、事業又は設置する施設の名稱
役員区	役員区 代表権を有する者 共同代表に関する規定
代理人	代理人 代理人を置いた事務所 職務の執行停止
区	区 代理権の範囲
従たる	従たる事務所の所在場所
事務所	従たる事務所の所在場所
その他	他の区に記録すべき事項以外の事項
区	区 企業担保権に関する事項
企業担	企業担保権に関する事項
保權区	存続期間に関する定め 解散の事由の定め
法人状	監査役設置会社である旨 監査役会設置会社である旨
態区	会計参与設置会社である旨 特別取締役による議決の定めがある旨 監査等委員会設置会社である旨 会計監査人設置会社である旨
法人	重要な業務執行の決定の取締役への委任 についての定款の定めがある旨 指名委員会等設置会社である旨
状	会計監査人設置会社である旨 清算人会設置会社である旨
態	特別清算に関する事項（役員区及び登記 記録区に記録すべきものを除く。）
区	設立の無効 設立の取消し 解散（登記記録区に記録すべき事項を除 く。）

登記記録	法人の更生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。）
登記記録	民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。）
登記記録	承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。）
登記記録	破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。）
登記記録	業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録を閉鎖した事由及び年月日	登記記録を起こした事由及び年月日